

二戸市若者向け空き家住宅取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家バンクの利活用促進を図り、空き家を利用した若者世代への住宅支援に資するため、市内に定住する意思を持って自ら居住するための登録空き家を購入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で二戸市補助金交付規則（平成18年二戸市規則第60号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 二戸市空き家バンク実施要綱（令和3年二戸市告示第38号）により実施される空き家情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し情報提供をする制度をいう。
- (2) 若者世代 規則第4条に規定する交付申請を行う日の属する年度の前年度の末日において、満39歳以下の者をいう。
- (3) 登録空き家 二戸市空き家バンク実施要綱第2条第1項第1号に規定する空き家であって、空き家バンクに登録されている住宅をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 若者世代であって、登録空き家を自らが居住することを目的として取得する者
- (2) 補助金の交付を受けた日から起算して5年以上、継続して居住する意思を有している者
- (3) 過去のこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- (4) 市税等を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者とし
ない。

(1) 取得住宅を補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその同一世帯の者の3親等以内の親族から取得した場合

(2) 申請者の同一世帯の者が前項第3号及び4号の規定に該当しない場合
(補助金の交付対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、登録空き家の取得に要する経費（当該登録空き家の敷地の取得費を含む。）とする。

2 登録空き家の取得1件当たりの補助額は、500,000円とする。

（提出書類及び提出期日）

第5条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表に定めるものとする。

（補助事業の内容の変更）

第6条 規則第6条第1項第2号に規定する市長が定める軽微な変更は、交付決定額に変更が生じない変更とする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の返還を求めることができる。

（申請の取下期日）

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日以内とする。

（報告の徴収等）

第9条 市長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期 日
規則第4条 の規定によ る書類	若者向け空き家住宅取得支援補助金交付申請書 1 売買契約書の写し 2 住民票謄本（続柄が記載されたもの） 3 その他市長が必要と認める書類	第 1 号	別に定 める。
規則第6条 第1項第1 号、第2号 及び第3号 の規定によ る書類	若者向け空き家住宅取得支援補助金変更（中 止、廃止）承認申請書 1 変更等の内容がわかる書類の写し	第 2 号	変 更 （ 中 止、廃 止）の 事由の 生じた 日から 15 日 以内。
規則第13条 第1項の規 定による書 類	若者向け空き家住宅取得支援補助金請求書 1 領収書又は振込受付書等の写し 2 取得住宅及び敷地の登記事項証明書 3 敷地の使用貸借等の契約書の写し（敷地の 所有者が申請者と同居しない者である場合に 限る。） 4 取得住宅に転居した後の住民票謄本（続柄 の記載されたもの）	第 3 号	別に定 める。

様式第1号（別表関係）

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

若者向け空き家住宅取得支援補助金交付申請書

若者向け空き家住宅取得支援補助金の交付を受けたいので、二戸市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 申請内容

住 宅 の 所 在 地	二戸市
契 約 金 額	円（消費税を含む。）
補 助 申 請 額	円

2 宣誓事項

- (1) 私は、補助金の交付を受けてから5年間、定住の意思をもって居住します。
- (2) 二戸市若者向け空き家住宅取得支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項第1号の規定に該当していません。
- (3) 世帯全員が暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。
- (4) 要綱第7条に該当することとなったときは、市長が指定する金額を返還します。

（裏面へ）

3 世帯構成

氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	職業	前住所
申請者	本人					

4 添付書類

- (1) 売買契約書の写し
- (2) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (3) 世帯全員の前年度の市税等の納税証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

若者向け空き家住宅取得支援補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け二戸市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった若者向け空き家住宅取得支援補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、二戸市補助金交付規則により関係書類を添えて、承認を申請します。

1 申請内容

住 宅 の 所 在 地	二戸市
変更（中止、廃止） の 内 容	
変更（中止、廃止） の 理 由	
変更後の空き家 住宅取得等金額	円（消費税を含む。）
変更承認申請額	円

2 添付書類

(1) 変更等の内容が分かる書類の写し

年 月 日

二戸市長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

㊟

若者向け空き家住宅取得支援補助金請求書

年 月 日付け二戸市指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があった若者向け空き家住宅取得支援補助金について、二戸市補助金交付規則により関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 補助金請求額 金 円

2 補助金の振込先

金融機関名	(銀行・労働金庫・信用金庫・農協)	支店名	
(フリガナ) 口座名義			
口座番号	普通・当座		

3 添付書類

- (1) 領収書又は振込受付書等の写し
- (2) 取得住宅及び敷地の登記事項証明書
- (3) 敷地の使用貸借等の契約書の写し（敷地の所有者が申請書と同居しない者である場合に限る。）
- (4) 取得住宅に転居した後の住民票謄本（続柄の記載されたもの）